

待機児童解消に向けて

平成 30 年 4 月 1 日現在

▼待機児童数の推移

平成 30 年 4 月 1 日現在の「保育所等利用待機児童数」は、既存の幼稚園及び保育所からの認定こども園への移行、小規模保育事業等の保育施設の拡充、保育・幼稚園相談窓口によるきめ細かな相談などの多様な取組みの実施や、企業主導型保育事業が順次拡大した結果、平成 29 年 4 月 1 日現在と比べて、52 人減少して 36 人となり、3 年連続減少しました。

<これまでの推移>

年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
就学前児童数	26,837 人	26,735 人	26,356 人	25,837 人	25,252 人
保育所等 利用児童数	6,114 人	6,694 人	6,884 人	7,142 人	7,431 人
待機児童数	0 人	95 人	94 人	88 人	36 人
(前年比)	(▲40)	(+95)	(▲1)	(▲6)	(▲52)

<待機児童数の区域別内訳>

区域	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
(1) 中心部	0 人	14 人	16 人	19 人	10 人
(2) 北東部	0 人	4 人	4 人	2 人	0 人
(3) 東部	0 人	10 人	15 人	12 人	5 人
(4) 南部	0 人	33 人	35 人	25 人	9 人
(5) 西部	0 人	31 人	20 人	23 人	9 人
(6) 北西部	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人
(7) 北部	0 人	3 人	4 人	7 人	1 人
(8) 北条	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
(9) 中島	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
広域利用	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人

※各年 4 月 1 日現在

※就学前児童数は、松山市住民基本台帳登録人口

※保育所等利用児童数は、広域利用含む〔平成 26 年は保育所（幼保連携型、保育所型認定こども園の認可保育所部分含む）、平成 27 年以降は、保育所、認定こども園（各類型の保育所機能部分）、地域型保育事業の利用児童数〕

※平成 27 年及び平成 28 年の待機児童数は、「子ども・子育て支援新制度」（以下、「新制度」という。）施行に伴う定義変更（求職活動中の保護者の子どもも待機児童数に含む等）後の人数

※平成 29 年以降の待機児童数は、厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査」に基づく、新たな定義（育児休業中の保護者の復職意向確認ができた子どもも待機児童数に含む等）後の人数

<年齢別待機児童数の内訳：平成 30 年 4 月 1 日現在>

区分	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳以上児	合計
待機児童数	0 人	19 人	12 人	4 人	1 人	36 人
割合 (各年齢/合計)	0.0%	52.8%	33.3%	11.1%	2.8%	—

▼待機児童解消に向けた取り組み

松山市では、平成 27 年 4 月から施行した「新制度」に向けて、「まつやま子育てゆめプラン」の後継計画として、平成 27 年 3 月に「松山市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「事業計画」という。）を策定し、認可保育所の整備、既存の幼稚園や保育所からの認定こども園への移行、小規模保育事業等の地域型保育事業の認可によって、保育定員の拡充を進めてきました。

他にも、「待機児童対策・保育の質向上事業」や「認証保育所制度」、「事業所内保育事業」など、様々な取り組みを複合的に実施して待機児童の解消を図っています。

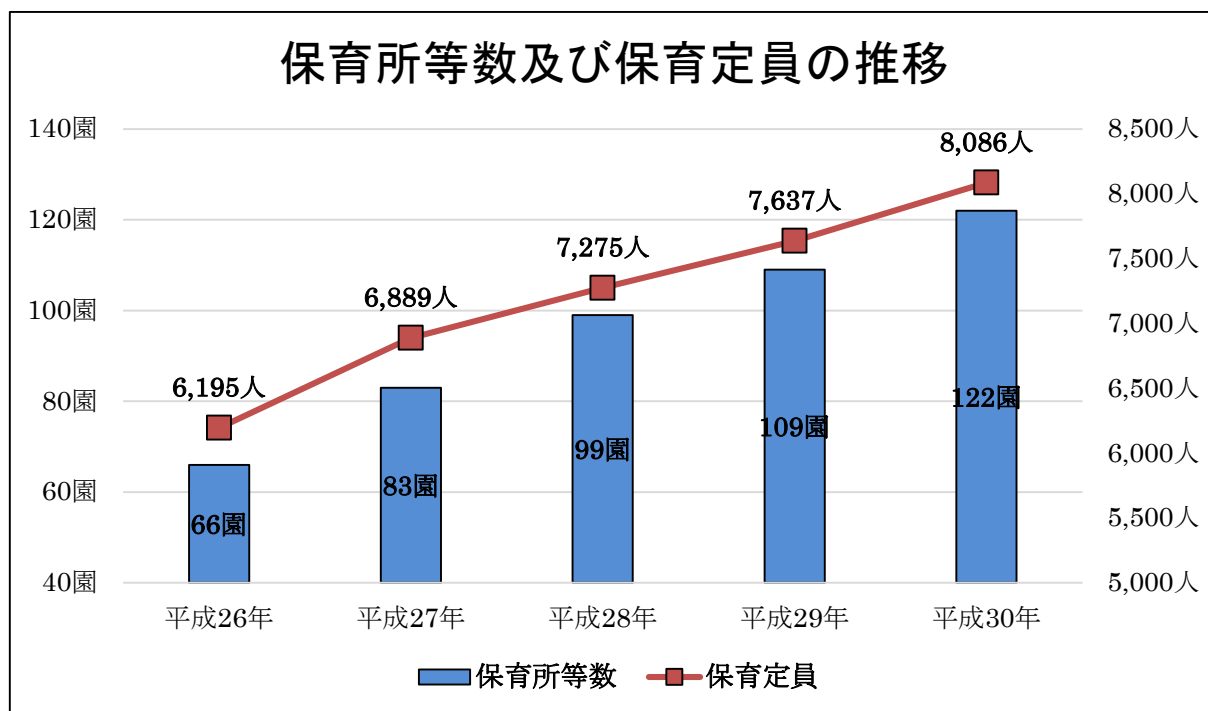
事業計画の中間年度に当たる平成 29 年度には、今後の保育の「量の見込み」を再計算し、事業計画の見直しを行い、これまでの保育所等に加えて、企業主導型保育事業などの多様な保育の受け皿も活用して、今後も更なる待機児童の解消を図ります。

(1) 認可保育所の新設等による保育定員の拡充

平成 21 年から平成 26 年までの間に、認可保育所 6 園の新設と、2 園の増改築整備等に取り組み、新たに 520 名の保育定員を増やし、新制度が施行した平成 27 年 4 月 1 日には、新たに創設された地域型保育事業を含めて 83 施設、利用定員合計 6,889 人分（※）の保育定員を確保しました。

なお、平成 30 年 4 月 1 日には、前年と比べて 13 施設増の 122 施設、449 人分増の利用定員合計 8,086 人分（※）の保育定員を確保しました。

※地域型保育事業の事業所内保育事業の従業員枠は除く



～保育定員の拡充～

年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
保育所等数	66 園	83 園	99 園	109 園	122 園
保育定員	6,195 人	6,889 人	7,275 人	7,637 人	8,086 人

※各年 4 月 1 日現在

※保育所等数には、保育所、認定こども園（保育所機能部分）、地域型保育事業を含む
（ただし、平成 26 年は認可保育所のみ）

※保育定員には、地域型保育事業の事業所内保育事業の従業員枠は除く

(2)待機児童対策・保育の質向上事業

平成 30 年度から、待機児童の約 8 割を占める 1,2 歳児について、定員を超えて受け入れた施設への助成、入所予約制の導入などを新たに実施しています。また、加配保育士事業についても適用期間、対象施設を拡充し、保育サービスの充実を図っています。

(3)仮設園舎の設置による保育児童受け入れの拡充

待機児童の多い南部及び西部区域に所在する「公立つばき保育園」と「公立味生保育園」に、両園合計で最大 80 名程度までの保育を必要とする子どもの受け入れを増やすため、仮設園舎を設置し、平成 25 年 11 月から子どもの受け入れを行っています。

(4)商店街保育事業による保育定員の拡充

大街道商店街の空き店舗を活用し、「松山市まちなか子育て・市民交流センター（てくるん）」を平成 24 年 3 月に開設しました。センター内の専用保育室にて、平成 27 年度からは、地域型保育事業の小規模保育（3 歳未満児の保育：利用定員 18 名）へ移行して実施しています。

(5)事業所内保育施設の設置促進、企業主導型保育事業の活用

労働局からの助成を受けて運営する事業所内保育施設に対して、市独自に上乘せ補助を行っています。また、平成 28 年度からは、新たに創設された内閣府による「企業主導型保育事業」について推進しています。

なお、平成 30 年 4 月 1 日現在で、企業主導型保育事業 26 施設を含め、事業所内保育施設（新制度の事業所内保育事業を除く）は市内に 40 施設あり、そのうち 25 施設は従業員以外の方も利用できます。

(6)保育・幼稚園相談窓口の設置

平成 24 年 7 月に、市役所別館 1 階に開設した「福祉総合窓口」の中に「保育相談窓口」を設け、専任の保育士を配置し、認可保育所への入園のみならず、保育希望者個々のニーズに応じた保育（幼稚園の預かり保育や認可外保育施設の情報なども含む）のご案内をしています。（平成 26 年 4 月から「保育・幼稚園相談窓口」に名称を変更）

平成 27 年 4 月からは、新制度での利用者支援事業として、久米保育園地域子育て支援センターにも同窓口を開設し、市内合計 2 か所で実施しています。

▽ 保育・幼稚園相談窓口

福祉総合窓口内（松山市役所別館 1 階）：（電話 089-948-6774）

久米保育園地域子育て支援センター内：（電話 089-975-1007）

(7)「待機児童解消加速化プラン」、「子育て安心プラン」等による取り組み

国の「待機児童解消加速化プラン」を受け、平成 26 年度から、幼稚園で長時間預かり保育を行う場合の運営支援や、今後認可化を目指す地域保育所（認可外保育施設）への施設整備補助など、保育を必要とする子どもの受け入れ拡充に向けた各種事業に取り組んできました。

平成 30 年度からは、「待機児童解消加速化プラン」の後継である「子育て安心プラン」を活用し、従前の事業に加えて、必要な保育ニーズに応じて待機児童の解消を図ります。

(8)松山市認証保育所制度の運用

地域保育所（認可外保育施設）のうち、松山市が定めた基準を満たしている施設を「松山市認証保育所」として認証し、乳幼児がより良好な環境で保育されるよう保育水準の向上を図るとともに、認可保育所等以外の保育の受け皿を確保します。

(9)保育の担い手の確保のための取り組み

保育の担い手である保育士確保のために、国の「保育士確保プラン」に基づき、保育士資格を取得できる各種補助事業を実施するとともに、愛媛県保育士・保育所支援センターや各保育士養成校と連携して保育の担い手を確保します。

(10)「松山市子ども・子育て支援事業計画」の策定及び見直し

平成 27 年度から施行された新制度に向けて、平成 25 年 11 月に実施した子育て家庭へのニーズ調査結果も踏まえ、平成 25 年度に設置した「松山市子ども・子育て会議」での審議を経て、平成 27 年 3 月に平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年を一期とした「松山市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、中間年度である平成 29 年度には、毎年度の点検・評価や、現在の実情に合わせて計画を見直しました。今後も、引き続き同計画に基づき、待機児童の解消を図ります。